

# 亀代小学校いじめ防止基本方針

聖籠町立亀代小学校

## 1 いじめ防止のための取組の基本方針

- (1) 「いじめ防止基本方針」の自校化を図り、全校集会、学級活動等の時間にいじめの起きない集団づくりのための活動を位置づけ、実践する。
- (2) 集団の一員であることの意識を高めるために、全校縦割り班としての取組を強化していく。
- (3) 職員間の共通理解の時間を設け、全職員で連携・協力を図る。

## 2 いじめ防止対策のための組織

- いじめ・不登校対策委員会で「いじめ防止基本方針」の学習会を実施し、対策委員会の任務と各自の分担任務を確認する。

〈任務〉

- いじめ等に関する定期的な実態調査のために学校生活アンケートとQ-U検査を実施する。
- 当該児童の的確且つ迅速な状況把握とその情報交換を行う。
- いじめや不登校の前兆、症状を早期に発見し、分析する。
- 計画的、継続的な教育相談を行い、経過を把握する。
- 当該児童や保護者の悩みを理解し、保護者や関係機関との連携を強化する。
- 上記各事項について、全職員の共通理解を図る。

〈任務の分担〉

校長	必要事項について、指示・指導・助言等を行う。場合によっては、保護者への対応と指導助言を行う。
教頭	対策委員会の運営、指示・助言や保護者や関係機関との連携調整、個人情報 の保管管理及び「いじめ防止基本方針」の自校化推進、外部機関との連絡調整を行う。
生活指導主任	人間尊重を基盤にした児童一人一人の人権を尊重する教育活動についての指導・助言、いじめ・不登校前兆の情報収集及び実態調査に当たる。「徳育部」を中心に児童理解のための研修を企画、実施する。(Q-U検査の実施、教育相談の設定、中1ギャップ解消プログラムの作成 等)
教務主任	当該学級担任と全校との連絡調整を行う。
養護教諭	欠席状況や保健室利用状況のデータ資料提供、心身の健康相談の対応等を行う。
該当学級担任	情報収集と整理提供、直接指導及び保護者との連携指導を行う。
特支担当職員	特別支援コーディネーターとしての視点で、児童の行動や様子について情報収集を行い、外部専門家との連携を推進する。

<相談・連携>

<p><b>【外部専門機関】</b> 町生徒指導アドバイザー・スクールソーシャルワーカー 弁護士・臨床心理士・町子ども相談係</p>
--

### 3 いじめ防止に向けた取組

#### (1) 生徒指導体制

##### ① いじめ防止に向けた指導内容（指導事項）

ア いじめは人権侵害であり、人間虐待であり、人間として絶対に許されない行為である。

イ 行為を受けている相手が苦痛を感じたり傷ついたりしていれば、いじめである。

※ 相手があまり感じていない場合やネットの書き込みなど相手が気付いていない場合でも、いじめと判断する場合がある。

ウ いじめは、対象となった相手だけではなく、その家族や友人など多くの人を傷付けてしまう行為である。

##### ② 年間指導計画 →「亀代小学校いじめ防止プログラム」参照

「笑顔大漁！亀っ子プラン」（中1ギャップ解消プログラム）参照

#### (2) 教育相談体制

##### ① 定期的な相談体制

ア 「学校生活アンケート」→教育相談週間の設置・・・学期1回（6・11・2月）

イ 「こころのお天気表」の実施・・・毎月月初め『CSSタイム』の導入時

※「雨」印を付けてきた児童の相談の場を設ける。

ウ 「SOSシート」の実施・・・学級の状態が思わしくないと、管理職・生活指導主任が判断した場合に実施する。

##### ② 臨時の相談体制

ア 町の生徒指導アドバイザー（月2回来校）に相談する。

（管理職・生活指導主任・担任・児童・保護者）

イ スクールソーシャルワーカー（随時）に相談する。

（管理職・生活指導主任・担任・児童・保護者）

##### ③ 教育相談実施後の情報交換と迅速な対応

**※教育相談以外でのいじめ発覚も含む**

1 問題把握職員が、担任・学年主任・生活指導主任・教頭に報告する。

2 生活指導主任・教頭が校長に報告する。

3 第一次対策委員会（校長・教頭・生活指導主任・該当学年の職員）で今後の指導の方向性を確認する。

4 第二次対策委員会（校長・教頭・教務主任・生活指導主任・該当学年の職員・徳育部職員・旧担任等）で児童の聞き取りや指導の分担を確認する。

5 該当児童からの聞き取りをする。被害児童へは最大のケアをする。

6 第二次対策委員会のメンバーで、児童から聞き取ったことの整合性を確認し、さらに聞き取らなければいけないことや、今後の指導の在り方を確認する。

7 該当児童の指導・ケア（個別→全体）をする。※全体の場では校長も入る。

8 学年学級での全体指導をする。 ※場合によっては、生活指導主任や管理職も入る。

9 担任と管理職が被害児童の自宅を家庭訪問し、事情と学校の今後の方針を説明する。

10 児童から聞き取りを行った職員が中心となり、管理職・生活指導主任・学年学級担任が加害児童の保護者と面談、事情説明をし、保護者の考えを聞いた上で指導助言を行う。

11 場合によっては加害児童の保護者を集め、校長から指導を行う。

12 その後の様子を定期的に担任が生活指導主任に報告する。

※ 上の1～12の手順は、あくまで原則であり、問題の内容や軽重によって、多少の違いはある。

尚、保護者への連絡は、その都度こまめに連絡をするように努める。

※ 対策委員以外の教職員には、できるだけ早い段階で事態を伝達し、共通理解を図る。

### (3) 早期発見・早期対応の在り方

#### ① ささいな変化に気づくために

- ア ささいな兆候（ネームシールが剥がれている・写真に傷があるなど）であっても、**いじめではないかとの疑いをもって**、早い段階から**複数の教職員で**的確に関わる。
- イ **日頃から児童の見守りや信頼関係の構築**等に努め、児童の小さな変化や危険信号（表情・学習意欲など）見のがさない。
- ウ 児童の**グループ内で行われるいじめ**の存在にも目を向け、**被害児童からの訴えの有無にかかわらず**、注意深く対応する。

#### ② 気づいた情報を確実に共有するために

- ア **特定の教職員で抱え込まず**、生活指導主任や管理職に報告し、**組織的に対応**する。
- イ **毎週木曜日**の職員終会を、**生活指導上の情報交換の場**とする。

#### ③ 速やかに対応するために

- ア 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、**その場でその行為を止める**。
- イ 児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、**真摯に傾聴**する。
- ウ 「**いじめ・不登校対策委員会**」が**中心**となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- エ 加害児童を指導する際には、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、**社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導**を行う。
- オ 教職員全員の共通理解の下、**保護者の協力**を得て、**関係機関・専門機関と連携**し、対応にあたる。

## 4 校内研修

### (1) 校内いじめ事例研修会（夏期休業中）

過去に起きたいじめの具体的事例をもとに、「いつ・誰が・どんな対応ができたのか」など、全職員で対応策について話し合う。

### (2) Q-U研修会（夏期休業中・冬季休業中）

児童一人一人の内面や学級集団としての状態を理解し、気になる児童への支援の在り方などを、学年部や全職員で話し合う。

## 5 いじめ防止に向けた取組の評価

- 方策に沿った活動がどのように実践できたか、また、そこで設定した目標がどれだけ達成されたかの評価を行う。

【評価の対象（学校生活アンケートとQ-U検査より）】

- (1) いじめの経験者数、経験頻度の変化
- (2) いじめに対する意識の変容
- (3) いじめに対する知識の改善度
- (4) 学校や学級に対する不適応感や適応感の変化、ストレスの増減度

→ 以上の評価を下に、PDCAサイクルで、取組を改善していく。

## 6 保護者や地域へのいじめ防止に向けた啓発活動

- (1) 作成した学校いじめ防止基本方針をHPで公表する。
- (2) 『ぼかぼかにっこり大作戦』に家庭でも取り組んでもらう。  
(10月・1月)
- (3) 全校一斉道徳授業参観（9月）の機会を設け、人権について親子で考えられる授業を公開する。

- (4) 人権教育強調週間（12月）で、全校集会を行い、保護者にも参加を呼びかける。
- (5) 学校評価を保護者にも公開する。

## 7 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

- ① いじめにより在籍児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
  - ・児童自殺した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより、在籍する児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（「相当な期間」：年間30日を目安）

### (2) 重大事態の報告

重大事態発生 学校→町教育委員会→聖籠町長

### (3) 調査の主体

- ① 学校が主体となって行う場合（基本的には学校が主体となって調査を行う）
- ② 町教育委員会が主体となって行う場合
  - ※学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合、学校の教育活動に支障をきたす場合

### (4) 調査を実施する組織

- ・重大事態に係る調査を行うために速やかに組織を設ける。
- ・学校における「いじめ防止等の対策のための組織」を母体として、重大事態の性質に応じて、町教育委員会の助言のもと、適切な専門家を加える。
- ・この組織の構成については、公平性、中立性を確保するために当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図る。  
(例：町教育委員会SSW、学識経験者、精神科医等)

### (5) 事実関係を明確にするための留意事項

- ・客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・不都合な場合があっても事実にしかりと向き合う。
- ・事実を明確にするために次の点に留意する。
  - いじめ行為が、「いつ」「誰から」「どのような態様であったか」「学校・教職員がどのように対応したか」を網羅的に明確にする。
- ・いじめられた児童から聴き取りが可能な場合
  - いじめられた児童、在籍児童、教職員から、質問紙調査、聞き取り調査を十分に行う。
  - いじめられた児童、情報提供をしてくれた児童を守ることを最優先する。
  - いじめられた児童には継続的な心のケアを行い、落ち着いた生活復帰の支援や学習支援等をする。
- ・いじめられた児童から聴き取りが不可能な場合
  - 当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法は、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き

取り調査などを行う。

## (6) 調査結果の提供及び報告

### ① いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

ア いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係について説明する。この情報提供に当たっては、適時・適切な方法で経過報告をする。

イ 他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して適切に提供する。ただし、個人情報保護を理由に説明を怠らないようにする。

ウ 質問紙調査の実施によって得られた情報は、いじめられた児童、その保護者に提供する場合があることを念頭に置く。調査を行う際には、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明をする。

エ 調査を行う際には、調査方法及び内容項目及び情報提供の内容・方法・時期等について町教育委員会と協議し、必要な指導及び支援を受ける。

### ② 調査結果の報告

ア 調査結果については、町教育委員会を通して、聖籠町長に文書で報告する。

イ いじめを受けた児童またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童または、その保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、町教育委員会を通して、聖籠町長に送付する。